

大分県報

令和七年
十一月二十五日
号外（六八）

（火曜日）

目次

告示

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害……………一

○告示

大分県告示第四百四十号

令和七年十一月十八日から、大分市の区域内において発生した佐賀関の大規模火災による災害を、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

令和七年十一月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎